平成２７年（フ）第９６号
愛知県豊川市一宮町旭９番地
債務者　藤井　元司
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２０２号
札幌市南区石山３条５丁目５番16号
債務者　相田　元子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４１号
愛知県東海市富木島町勘七脇83番地の６　シティーメゾン富木島（603号）
債務者　阪野　　亘
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元松　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
京都府福知山市字多保市2518番地の１　グランコートⅠ　103号、申立時の住所京都府福知山市字堀512番地の６
債務者　原澤　和司
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１３１０号
横浜市磯子区杉田３丁目29番29号　レオパレス杉田第２－203号
債務者　山本　國夫
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
長崎県佐世保市小佐々町黒石323番地１　黒石団地　Ａ－202、前住所長崎県佐世保市光町１番地５
債務者　立石　一則
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡会　祐二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
長崎県佐世保市権常寺町1101番地54、前住所長崎県長崎市梁川町14番10－501号
債務者　中島　　望
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　茂利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８２４号
名古屋市天白区原１丁目1209番地　ホワイトキャッスル平針Ⅱ707号
債務者　安藤　直美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　愛喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１９号
名古屋市中区松原３丁目12番５号　丸美タウンマンション松原502号室、住民票上の住所名古屋市中区松原２丁目７番18号
債務者　中野　祐二
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７号
愛知県一宮市一宮字両郷寺43番地２　オレンジフォレスト　ＥＡＳＴ
債務者　古川　卓也
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　英生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７９号
長崎県佐世保市若竹台町354番地　若竹台39－７、前住所福岡県北九州市小倉北区中井４丁目６番６－1510号
債務者　作田　勇樹
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
三重県津市藤方1858番地１　セジュールＨＡＬ105、前住所三重県松阪市久保町1846番地160
債務者　本居　竜二
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３３号
岐阜県多治見市大畑町大洞39番地の１　メモリアル光陽、住民票上の住所岐阜県多治見市笠原町4024番地の450
債務者　花井　武俊
法定代理人成年後見人　加知真由美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８１号
函館市上湯川町32番４－306号
債務者　渡辺万由美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８６号
函館市鍛治２丁目10番１－302号
債務者　坂上　幸代（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
和歌山県田辺市神子浜２丁目６番25号、前住所神奈川県川崎市宮前区野川３番地１　藤和ライブタウン梶ヶ谷　611
債務者　寺本祥子こと　寺本　祥子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部